

若者世代にささる地産地消推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

若者世代にささる地産地消推進事業業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託事業の目的

県の調査では、若い世代（18～39歳）の県産農林水産物を選ぶ割合は他の世代に比べ低い現状があり、次世代を担う若者世代に対して三重県の農林水産業や県産農林水産物に対する理解と関心を高め、購買意欲の向上を図る必要があります。

また、三重県では消費者が安心して県内産の生産物を購入できるよう、県産農林水産物の中でも特に環境への配慮を行っている生産物を認定する「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進していますが、県民の認知度は低い現状があります。

本事業では、大学生等のアイデアを生かした「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」で認定を受けた生産物（以下、「みえの安心食材」という。）を活用したメニュー開発やSNS等を活用した情報発信を実施することで特に若い世代の県産農林水産物への理解と関心およびみえの安心食材の認知度向上につなげます。

また、若年層の消費行動には「自分が応援したい対象を積極的に支える」という特徴があり、その代表例が近年急速に広がるSNS等を活用した「押し活」です。「押し活」は若者世代の行動変容につながる大きなきっかけとなっていることから、「押し活」といった手法を取り入れ、若者世代の県産農林水産物の消費拡大につなげます。

4 契約期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

5 業務委託の内容

(1) 大学生等によるみえの安心食材を活用したレシピ開発等に係る支援

①事業に参画する大学生等の募集

県内の大学に在籍している大学生等をフードイノベーション課と協議のうえ20～30名程度募集すること。

（留意事項）

- ・グループ単位での募集とし、1グループの人数は3～4名とすること。

②大学生等が参画するワークショップの企画・運営

①で募集した大学生等との対面によるワークショップを各グループ少なくとも3回以上行うこと。また、ワークショップ内では以下の内容を実施すること。

- ・グループごとに活用したい県産農林水産物（「押し食材」）を1種類以上選定し、みえの安心食材を1種類以上含めること。
- ・「押し食材」の選定にあたって、食材の生産者とのマッチングを行うこと。また、圃場見学等を実施するなど大学生等が生産現場を知る機会を設けること。
- ・「押し食材」はグループごとに異なる種類のものとなるよう工夫すること。
- ・レシピの開発にあたっては大学生等が自ら、飲食事業者等の意見を十分に聞くことのできる機会を設けること。
- ・レシピ開発にかかる試作の費用等は受託者が負担すること。
- ・大学生等が開発したレシピを活用し、「押し食材」のPR活動を実施すること。

(留意事項)

- ・「押し食材」は偏りが出ないように工夫すること。
- ・大学生等が当事業に関連して移動が必要な場合はその旅費を受託者が負担すること。

③情報発信の支援

SNS や様々な媒体など大学生等の幅広いネットワークを活用した本取組の情報発信の支援を行うこと。②で開発したレシピや「押し食材」に関する情報を発信することで県産農林水産物に対する関心の向上や消費拡大につながるよう適宜助言を行うこと。(2) ③のフェアへの集客を目的とした周知も併せて実施すること。

(留意事項)

- ・大学生等が取り組む情報発信について効果的な指導助言を行うこと
- ・選定した「押し食材」や開発したレシピの押しポイントを周知するなど「押し活」を意識した情報発信となるよう助言を行うこと。

(2) みえの安心食材を活用した「押し活」キャンペーンの実施

①みえの安心食材を活用した「押し活」キャンペーンの企画・運営

店舗事業者や消費者がみえの安心食材の魅力を知り、地産地消の意識の向上をはかる機会を創出するためみえの安心食材を活用した「押し活」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施すること。

また、県内の量販店および直売所、飲食店等に対し、キャンペーンへの参加募集を行い、キャンペーンに参加する店舗（以下「キャンペーン参加店舗」という。）と実施内容について調整のうえ、キャンペーンを展開するこ

と。

(留意事項)

- ・キャンペーンは年間を通じ1回、開催期間は2～3か月程とし、キャンペーンの名称は別途考案すること。
- ・実施時期及び期間についてはフードイノベーション課と協議のうえ決定すること。

②キャンペーンの周知・啓発資料の作成

県民にキャンペーンの開催を周知し、キャンペーン参加店舗等への誘客を図るため、店頭等に掲示するキャンペーン開催告知ポスターおよび啓発資料を作成すること。啓発資料には、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、みえの安心食材とその生産者、(1)で選定した「押し食材」等の情報に加え農林水産物の適正な価格形成に関する情報を掲載すること。

なお、啓発資料には消費者の意識調査を行うためのアンケートを含むはがき欄を設けること。

デザインやアンケート内容、納品時期等詳細については、フードイノベーション課と協議のうえ決定すること。

③消費者向けの普及啓発の実施

キャンペーン期間中にキャンペーン開催店舗のうち5箇所以上にて、それぞれ1回以上、みえの安心食材に関する消費者の知識と理解を深めるため、啓発資料を作成、配布し、店頭での普及啓発を実施すること。また、②で作成した啓発資料とは別途で啓発資料を作成し、配布すること。

(留意事項)

- ・実施店舗の店頭等で消費者に対し、みえの安心食材制度の概要を説明するとともに、みえの安心食材の紹介を実施すること。
- ・集客につながるイベントを実施すること。(実施例：みえの安心食材の試食・試飲、抽選会の実施等)
- ・運営スタッフとして、常時1名以上を配置することとし、制度の概要や食材の概要を説明できるものを常時1名以上配置すること。

④飲食店等におけるフェアの実施

キャンペーン期間中に(1)の大学生等が開発したレシピを1種類以上活用できる県内大学の学生食堂、県内社員食堂、県内飲食店等(以下「食堂等」という。)を3箇所以上開拓し、(1)の大学生等が開発したレシピを含む、安心食材を活用したメニューを提供するフェアをそれぞれの食堂等にて実施すること。また、フェア開催に向けての調整等を行うこと。

(留意事項)

- ・食堂等がフェアを実施するにあたって必要となる試作にかかる経費は受託

者が負担すること。

- ・フェアの開催やPR活動を実施するにあたって必要となる啓発資材、イベントチラシ等は適宜作成することとし、作成費用等は受託者が負担すること。

⑤アンケートの集計およびアンケート協力者へのプレゼントの発送

②で作成する啓発資料のアンケート送付先となり、アンケートを回収、集計するとともに、キャンペーン期間中の問い合わせ対応を行うこと。また、アンケート協力者の中から抽選で抽出した当選者へプレゼントを発送すること。プレゼントは、みえの安心食材（単品または詰め合わせセット）とし、プレゼントを提供する生産者との調整はフードイノベーション課と協議のうえ受託者が実施すること。

（留意事項）

- ・プレゼント代、プレゼント経費の支払いに係る手数料、プレゼントの詰め合わせ作業・発送に係る経費（資材費、発送経費など）は受託者が負担すること。

（3）事業実施報告書の作成

受託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。

なお、事業実施報告書は、正本1部のほか電子データにより提出すること。

（4）業務上の条件

- ・キャンペーンの実施やPRツールのデザインについては、企画段階において、随時企画案をフードイノベーション課に提示し、フードイノベーション課と調整して行うこと。
- ・全体を通じ、仕様書以外で事業を追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。

6 著作物の利用および著作権

- （1）本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）および成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、委託者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- （2）（1）により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで委託者に譲渡すること。
- （3）成果品のうち、（1）の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物

については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

- (4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 委託者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)および(7)に規定する著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価および経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者および作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月19日（金）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部および電子媒体（USBメモリ等）1式で提出して下さい。

- (1) 事業実績報告書（A4判・カラー）
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

9 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払い方法および支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 その他、受託上の留意点

(1) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。

(2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めること。

(3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳

簿類、労働関係帳簿類および通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成および議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条および第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項および仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (12) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (13) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

担当 中林、菰方

TEL : 059-224-2395

E-mail : foods@pref.mie.lg.jp